

業務指示書

東ティモール国ディリ都市計画策定プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2014年3月5日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 川合 奈美 Kawai.Nami@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年3月10日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：都市計画に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/都市計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：都市計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（東ティモール及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 土地利用計画】

- 1) 類似業務の経験：土地利用計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（東ティモール 及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 都市行政/都市計画制度】

- 1) 類似業務の経験：都市行政/都市計画制度に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（評価せず）
- 3) 語学力（語学評価せず）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年3月24日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- (各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)
- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
機材 (その他提案する機材がある場合のみ)
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険 (戦争危険担保特約) あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(US\$1 = 102.46 円 , EUR1 = 139.47 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/都市計画
土地利用計画
都市行政/都市計画制度

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

20.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年4月3日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

以上

プロポーザル評価表
東ティモール国ディリ都市計画策定プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/都市計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 土地利用計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 都市行政/都市計画制度	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

東ティモール国は2002年の独立後、国連やドナーの支援を受けながら国づくりを行ってきた。これまでは「復興」を中心にインフラや制度構築を行ってきたが、今後は東ティモール国の開発戦略計画（Strategic Development Plan (SDP) 2010-2030）で示されるように「開発」を目的にした国づくりへと移行している。

同国の首都であるディリ県は、6つの sub-district（郡）、31の Suco(村)、241の aldeias(集落)で構成されている。ディリ県の人口は234,026人（2010年センサス）であり、都市人口の増加は著しく、ディリ県の人口増加率は4.1%/年にのぼり、全国平均（2.45%）の人口増加より高く、2020年には都市人口率は30%を超える予測となっている。また、行政施設の建設や都市人口の増加による住宅建設が加速しており、人口増加による基礎インフラやユーティリティ不足につながっている。これら、都市人口の急激な増加に対して、セクターをまたがる包括的な対策は取られていない状態であり、無秩序な都市化、車両の増加による交通渋滞、生活環境問題等の都市問題が生じており、同国の最大の課題である経済活動の活性化を妨げる要因となっている。

このような状況を受け、SDPでは経済・社会の中心と位置付けたディリ都市圏（ディリーティバールーヘラ戦略地域、ディリ県の4郡（Dom Alexio, Nain Feto, Vera Cruz, Cristo Rei）、及びリクイシャ県（Liquica District）のティバール村、人口223,793人（2010年国勢調査）、面積、178.62km²）を対象として、複数セクターを跨ぐ包括的な計画としての都市開発マスタープランの策定が必要となっているが、2013年現在、都市開発マスタープランに相当する計画は未整備の状況である。

上記背景の中、持続可能な経済成長を促す開発ビジョンの策定及び各種都市問題に対応すべくディリ都市圏における各セクターをまたがる包括的な都市開発マスタープラン作成が要請された。

JICA は本要請を受け、2013年2月に詳細計画策定調査団を派遣し、公共事業省との間で討議議事録（R/D）の署名を行い、本プロジェクトを「開発計画型技術協力」として実施することとなった。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目的

ディリ都市圏の持続可能な開発に資する包括的な都市開発マスタープランが策定され、同マスタープランの効力を発揮するための承認がなされる。

(2) 期待される成果

- 1) 2030年を目標とした都市開発マスタープランを策定する。

- 2) 2020年を目標としたアクションプランを策定する。
- 3) デイリ都市開発マスタープランの承認手続き、都市計画関連の法制度整備に係る提言を行う。
- 4) 都市計画策定の技術移転を実施する。

(3) 対象地域

デイリ都市圏

(4) 関係官庁・機関

公共事業省 住宅・都市計画局

(5) 本プロジェクトに関連するわが国の主な援助活動

- 1) 道路維持管理能力向上プロジェクト 2005-2008
- 2) 道路関連技術マニュアル策定支援プロジェクト 2005-2008
- 3) 道路施工技術能力向上プロジェクト 2010-2013
- 4) 国家開発庁能力強化技術支援 2012

3. 業務の目的

本業務は、デイリ都市圏の都市開発の方向性及びそれらを具現化するための都市開発マスタープランを策定し、同マスタープランの効力を発揮するための承認に向けて実施するものである。

4. 業務の範囲

本業務は、2013年10月にJICAと公共事業省との間で署名された協議議事録(R/D)に基づき実施されるものであり、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 都市開発ビジョンに向けての計画づくり

本調査の特徴は、SDPで経済・社会の中心と位置付けたデイリ都市圏の都市開発政策・ビジョンを明確にし、それを達成するため、従来の問題解決型とは一線を画した計画づくりをめざしている。SDPの示す国の示す方針に寄り沿う形で、東ティモール国の現況把握・分析をはじめ、デイリ都市圏の現況把握・分析を経済・産業、都市インフラ、都市空間の観点から実施し、東ティモール国の開発におけるデイリ都市圏の位置付け、デイリ都市圏の都市開発政策・ビジョンの検討を調査の前段で行い、検討された都市開発

政策・ビジョンに基づき包括的な都市開発マスタープランを策定する。

(2) 産業・貿易振興を念頭に置いた都市開発マスタープラン作成

本調査は都市開発マスタープラン作成が目的であるが、ディリ都市圏は経済の中心であることもあり、産業・貿易振興の方向性を踏まえた都市開発マスタープランを検討することが望まれている。そのため、東ティモール国の経済開発におけるディリ都市圏の位置づけや産業振興や投資促進の方向性を明確にした上で、ディリ都市圏に必要な都市施設や土地利用計画を検討する。なお、産業振興や投資促進分野は既存の計画や戦略をレビューし、これらの計画・戦略を活かすための都市開発マスタープランを作成する。

(3) 計画作成及び制度整備を含めた技術協力

東ティモール国は都市計画（空間計画）に係る制度が整備されておらず、これから整備をすることが計画されている。これら制度をより実現性の高い（実効性が高い）ものにするために、マスタープラン作成を通して制度整備に係るアドバイスを行う。特に空間計画法、建築確認、土地開発許認可、都市開発事業実施についての制度について、カウンターパートに対してアドバイスをすると共に、本調査による活動の成果がインプットとして活用できるよう配慮する。法制度面に係る留意点を以下に整理する。

- 空間計画法：
 - ▶ 空間計画法は都市開発マスタープランのベースとなるべき法律である。都市開発マスタープラン作成は空間計画法と並行して行われるため、作成するマスタープランが法律の内容とずれないように留意する。
 - ▶ 空間計画に係る法体系及び空間計画法に含まれるべき内容について提案する。
 - ▶ 実効性を確保するために、特に計画承認プロセス、開発許認可、用途地域規制（用途、形態規制）についてアドバイスする。
- 建築基準法：
 - ▶ 建築基準法は通常、大きく、命令・罰則規定、手続き規定、集団規定、単体規定で構成されている。本調査は、都市開発マスタープラン作成であるので、集団規定についてアドバイスを行う。

また、計画作成及び制度整備を含めた技術協力を通じて都市開発マスタープランの承認手続きの後押しを強く実施すること。

(4) 分野別課題の取り扱い

今回のマスタープランの主たる役割は、各分野のセクターを意識しながら総合的/包括的な都市開発の方向性を都市開発マスタープランとして示すことにある。都市開発は

多くの分野に関連しており、各分野はそれぞれに固有の大きな課題を抱える。しかし、持続的な都市の発展の観点から、本来各分野は個別断片的に扱うのではなく、都市課題として分野横断的に、共通の社会・経済フレームワークの中で検討されることが望ましい。

本マスタープランでは、主として土地利用、都市交通、上下水、空港・港湾、廃棄物管理の分野を採り上げるが、全分野を対象に等しく詳細な計画を策定するものではない。過去のプロジェクト実績及び進行中のプロジェクト等の有無により、分野毎に課題の深刻さ、対策の必要性、緊急性が異なることが想定される。それぞれの状況に応じて対応に濃淡をつけて、総合的なマスタープランを策定することが求められる。

また、既に計画が策定されているセクターもあり、本業務を進めるに当たっては、各既存計画のレビューを行い、これらの計画の問題点を指摘しつつ、既存計画と整合性のあるマスタープランとなるよう留意する。

(5) 社会経済フレームワークの設定

ディリ都市圏の人口増加は年率 4%程度と高い値を示しており、人口増加・集中は当面続くことが想定される。過去の他途上国の例では、人口増の大半は低所得層によるものであり、未計画居住地区の人口増加、学校、医療保健、飲料水等の社会インフラ施設の一層の逼迫を招くケースが散見される。

本調査における社会経済フレームワークの設定において、水源、経済活動、雇用、財源等を含むディリ都市圏を取り巻く様々な制約条件を考慮して、将来的にディリ都市圏に居住可能な人口を想定することが重要となる。

(6) 多岐にわたる都市計画関連機関の調整

ディリ都市圏の都市計画に関係する責任/実施機関は多岐にわたる。本調査において必要な意思決定が適切かつ効果的に行われるために、本調査のカウンターパート機関である公共事業省主導のもと、早い段階からステアリング・コミッティ（政策決定レベル）及びワーキング・グループ（アドミニストレーションレベル）の場等において関係機関と協議を重ね、都市計画の問題意識、将来ビジョン、方向性等について共有し、調査の内容について調整する必要がある。ステアリング・コミッティ（意思決定レベル）及びワーキング・グループの機能、構成、メンバー、会期スケジュールは配布資料である詳細計画策定調査報告書に含まれている R/D を参照すること。なお、ステアリング・コミッティ及びワーキング・グループの機能、構成、メンバー、会期スケジュールについては、インセプションレポート協議時に先方と確認し内容の合意を行うこと。また、調査結果に応じてメンバーの追加等が生じた場合、機構に報告の上、適宜変更を可とする。

(7) 準備中・進行中の調査・プロジェクトとの調和化、過去の他ドナーの成果の活用

同国に対して、独立後の復興支援として他国機関が様々な支援を行っている。また、JICAは、石油収入による過剰投資、過剰消費等による資源の呪い(resource curse)に陥らないための産業構造多様化に向けた分析等も行っている。本調査は、ディリ都市圏の各セクター計画及び事業の傘となる上位のマスタープラン策定のため、下記に記した他国機関・ドナーが実施中の個別セクターの取り組みをレビューしつつ、整合性のとれた包括的な都市計画を策定する工夫が求められる。

1) 上水

- ・Dili Urban Water Supply Sector Project (2008年～2014年) (ADB無償)
- ・Strengthening Water Sector Management and Service Delivery (2012年～2013年) (ADB TA)
- ・Dili Water Supply Public-Private Partnership Project (2013年～) (ADB TA)

2) 下水

- ・Dili Sanitation and Drainage Master Plan-Sanitation (2012年) (オーストラリア)

3) 排水

- ・Dili Sanitation and Drainage Master Plan-Drainage (2012年) (オーストラリア)

4) 道路

国道整備 (JICA, ADB, WB) が中心で、ディリ都市圏を対象とした支援は行っていない。国道整備の詳細を以下に示す。

- ・1号線 (Dili - Bacau) : JICA (有償)
- ・2号線 (Dili - Ainaro) : WB (有償)
- ・3号線 (Dili - Motaain) : ADB (無償)
- ・3号線 (Batugsde - Maliana) : ADB (無償)
- ・4、11号線 (Tibar - Ermera) : ADB (無償)
- ・9号線 (Manatuto - Natubore) : ADB (有償)

なお、全国を対象にして、ADBが道路マスタープラン (2010-2019) を実施している。

5) 空港

- ・PPP調査 (IFC)

6) 港湾

- ・Public-Private Partnerships Transaction Advisory, Tibar Bay Port (2012年～2014年) (IFC)

また、以下に本調査で想定される検討事項を示す。

インフラ関連：

- 上水：浄水場、配水管、井戸の整備がゾーンごとに進められてきたが、マスタープランは存在しない。将来フレーム・土地利用計画に基づいた上水計画を検討する必要がある。
- 下水：承認されたマスタープランが存在する。本協力で検討する将来フレーム・土地利用計画をベースにマスタープラン内容を検証し、都市マスタープランを達成するために必要な事項を提案する。
- 排水：承認されたマスタープランが存在する。本協力で検討する将来フレーム・土地利用計画をベースにマスタープラン内容を検証し、都市マスタープランを達成するために必要な事項を提案する。
- 道路：ディリ都市圏の都市交通についてマスタープランは存在しない。道路については、将来交通需要に基づいた計画を作成する必要がある。
- 廃棄物：廃棄物処分場は存在するが、廃棄物管理（収集、運搬、廃棄物処分場管理）計画は確認されていない。本協力を通して、廃棄物管理を提案する必要がある。
- 通信・電力：将来フレームに基づいた必要容量を検討する。

産業振興関連：

- JICA にて実施してきた「東ティモールにおける公共支出の雇用創出効果に係る情報収集・確認調査」及び「産業振興に係る情報収集・確認調査」の結果も踏まえ、東ティモールの経済開発におけるディリの位置づけや産業振興や投資促進の方向性の把握を行い、将来フレーム、必要な都市施設、土地利用計画のインプットにする。

なお、マスタープラン策定作業の一環として、既存計画、策定中の計画、進行中の事業などの情報を一括して土地利用・ゾーニング情報と併せて地図に反映できる GIS を構築し、関係行政機関、住民等の合意形成にも活かすことで、都市計画に留まらずインフラ整備に係る各種調整も含めたキャパシティ・デベロップメントへの効果も発現させる。

さらに、各セクターにおいて、他ドナーが支援を行っており、本調査については各ドナー機関は非常に強い関心を持っている。本調査は、戦略・政策レベルとして制度、組織面の提言も含まれることから、適時 ADB 等他ドナーとの情報共有を図りつつ進めていくこと。

(8) 参加型開発及び調査広報

東ティモール国は年齢階層を見るに若年層の割合が高い特徴を有しており、また本調

査において策定する都市開発マスタープランは 2020 年を目標年次とするため、都市開発マスタープラン策定プロセスにおいて若い世代の関与は重要であり、若い世代を対象とした都市開発参加型ワークショップ（1 日間）を開催することとする。また、本調査の結果を用いて、都市計画 3D ジオラマを作成し、参加型ワークショップ及び都市計画 3D ジオラマを用いて、本調査の広報を積極的に行う。

(9) キャパシティ・デベロップメント

マスタープランの実効性を高めるためには、東ティモール国側関係者のオーナーシップ、イニシアチブとキャパシティの強化が不可欠であり、キャパシティ・デベロップメントの視点は今回の調査において重要な活動の一つである。

そのため本調査では、ディリ都市圏における都市計画に係る実施体制の強化及び能力の向上を目的とするキャパシティ・デベロップメント・プランの策定及び必要な技術移転を行う。なお、土地利用計画、土地需要予測と分析、データの管理といった都市計画に係る基本的な知見・技術の移転が図られるように留意するとともに、将来的にこうした都市計画を継続的に整備・管理する組織形成に資するよう留意すること。

(10) 戦略的環境アセスメント

今回の都市開発マスタープランは、ディリ都市圏の持続的発展のためのロードマップであり、幅広いステークホルダーとの合意形成を重視する必要がある。そのためには、特に住民の参加を促し、関係者の意見・意向を計画に反映していくことが重要となる。

以上のことから、本調査では戦略的環境アセスメントの取り組みを重視し、ステークホルダーとの協議、パブリックコンサルテーションを適宜行いながら、経済、社会、環境という側面に対し、バランスある配慮が行えるよう留意が必要である。

プロポーザルにおいて、本調査に戦略的環境アセスメントを適用し、環境社会配慮の内容・方法・スケジュールについて理由・考え方とともに提案を行うこと。なお、パブリックコンサルテーションにおけるファシリテーター及び記録作成者については経験を十分有する人材を確保すること。

具体的には、都市開発マスタープランの策定に当たり、重要な環境社会影響項目とその評価方法を選定し、複数の代替戦略・政策案を提示し、技術面、財務面に加え、環境社会的側面も含む比較検討を行うこと。特に、ゾーニングに際しては、ディリ首都圏周辺に点在する保護区に配慮する。東ティモールでは SEA に係るガイドラインが整備されていないため、SEA 実施の際には方法論等（代替案の検討、パブリックコンサルテーションの方法・回数等）についてカウンターパートである公共事業省や国家環境局と十分に協議する必要がある。

(11) 地形図データの活用

JICA は、これまでに「東ティモール緊急復興地理情報データベース作成調査(2000)」を実施しており、縮尺 1:2,000 デジタル地形図のデータがあるため、本調査において活用することができる。今回の調査にて必要な地形図に関しては、衛星画像を利用した簡易地図の作成を想定する。

6. 業務の内容

(1) 調査実施計画の検討・インセプションレポートの作成

日本国内で入手可能な資料・情報を整理し、調査実施に関する基本方針、方法、項目と内容、実施体制、スケジュール等を検討する。それらを踏まえ、インセプションレポートを策定し、内容に関し機構の承認を得る。

(2) 調査実施体制の構築・インセプションレポートの協議

本調査内容を東ティモール国政府及び公共事業省ならびに関係機関で共有し、意思決定することを目的としたステアリング・コミッティの設置、調査内容の精査、セクター間の整合性確保を目的としたワーキング・グループの設置、カウンターパートの配置が適切になされるよう東ティモール国側と調整を行うとともに、前項で策定した調査実施計画について協議を行う。なお、機構の環境社会配慮ガイドラインに沿った手続きについては、その内容、スケジュールについて関係者の十分な認識が得られるよう留意するとともに、東ティモール国側に求められる必要な体制が構築されるよう働きかける。

(3) 東ティモール国及びディリ都市圏の現況把握及び開発課題の分析

国全体及び対象地域の現況把握を目的として、以下の都市計画・都市開発にかかる既存計画・調査結果の収集、レビュー、分析を行う。

1) 上位計画 (SDP 等) 及びその他関連計画

2) 経済・産業現況把握・分析、制約条件・ポテンシャル整理

- ・経済・財政(経済活動、人口動態、人口分布、教育、医療、都市貧困、雇用、インフォーマルセクター、産業含む)
- ・農林水産業、工業、観光分野

3) 都市インフラ現況把握・分析

- ・交通量調査(既往の交通データ、交通調査結果、交通安全関連情報、交通関連施設)、道路・交通、空港・港湾、洪水対策・排水、上水・下水、廃棄物管理、電力・通信分野、環境衛生状況・感染症

4) 都市空間現況把握・分析

- ・ディリ都市圏の都市開発、土地利用、環境

5) 地図の状況

- ・既存地図の確認
- 6) 気象条件・地質・自然条件・環境・資源
- 7) 都市開発及び都市計画に係る計画/事業
- 8) 都市計画・都市開発に係る組織、権限、マネジメント、維持管理、技術水準等
- 9) 都市開発に係る財源状況
- 10) 関連法令

以上の現状分析を通して、ディリ都市圏の現状の問題点および将来計画にかかわる制約条件と課題について取りまとめる。

(4) 2030年を目標とした都市開発政策・ビジョンの作成

下記に記載する開発フレームワーク作成、産業振興政策整理、投資促進政策提案を通じて、2030年までにディリ都市圏が目指すべき都市のビジョンと開発政策を設定する。

1) 開発フレームワーク、シナリオ、戦略作成

2030年を目標年次とした計画フレーム（人口フレーム、産業フレーム、社会フレーム、土地利用フレーム、環境フレーム、財政フレーム他）を設定する。また、短期（5年程度）・中期（10年程度）計画策定のために複数時点でのフレームを設定する。なお、フレームワークの設定に当たっては複数のシナリオを想定する。

2) 産業振興政策整理（農業、製造業、観光）（既存戦略・計画の整理に留める）、投資促進政策（SEZを含む）提案

経済振興を念頭に置いた都市開発マスタープランであるため、既存戦略・計画のレビューにより産業振興政策の整理及び投資促進政策（SEZを含む）の提案を実施する。

また、以下の経済・社会・環境の視点を含むこと。

① 経済・社会分析及び対策の検討

- ・東ティモール国の経済及び社会開発におけるディリ都市圏の位置付け及び役割ならびにポテンシャル（潜在的可能性）を確認し、将来望ましいディリ都市圏を実現する上で制約となる条件、必要となる対策を整理する。
- ・ディリ都市圏の経済及び開発の実現に向けて望まれる土地利用（都市防災の観点含む）、都市整備、インフラ整備のあり方と実現の方策等を検討する。

② 環境分析及び対策の検討

- ・水資源や森林資源の保全や自然災害に対する脆弱性解消及び都市環境全般にわたる環境改善を図る上での課題を整理し、これを解決し望ましいディリ都市圏の将来像を達成

するために必要な土地利用、都市整備、インフラ整備のあり方と実現の方策等を含めた開発戦略（環境保全と環境利用と都市開発の調和）を検討する。

(5) インテリムレポートの策定及び協議

これまでの調査進捗をインテリムレポートとしてとりまとめ、機構の内容承認の後、東ティモール国側に説明・協議を行う。

(6) 都市構造計画の作成

都市構造計画は以下の内容を含むものとする。

1) 土地利用計画の策定

ディリ都市圏の将来のビジョン及び開発戦略を達成する上で必要となる開発または保全の方針をゾーンレベルで検討し、土地利用計画を策定する。

- ・土地利用計画の法的位置付けを明確にし、土地利用計画の目的・内容等を設定する。
- ・都市構造/機能配置（都市防災の観点含む）の検討を行う。
- ・土地利用現況および建物用途の把握を行い、土地利用現況図を策定する。
- ・土地利用計画の管理状況の把握を行う。具体的には、関連部署の人員配置、日常の開発申請・許認可業務等土地利用コントロールの仕組みと運用状況、計画策定業務の実施体制、予算等を把握し、対処すべき課題を整理する。

2) 設定されたゾーン別社会経済フレームに対応する用途別土地利用需要を算定する。

3) 検討された都市開発戦略・ビジョン及び用途別土地利用需要予測を踏まえ、2030年を目標年次とした土地利用計画の策定を行う。取りまとめは1/25,000程度で作成することを想定する。

(7) 都市インフラ計画（道路ネットワーク計画、空港・港湾計画、洪水対策・排水計画、上水・下水計画、廃棄物管理計画、電力・通信計画、公共施設計画）

2020年を目標としたアクションプラン作成を含め、優先度の高い道路ネットワーク計画などその他都市インフラの計画を策定する。なお、全分野を対象に等しく詳細な計画を策定するものではなく、東ティモール国側と協議した上で、それぞれの状況に応じて濃淡をつけた対応をし、以下の事項を通じて策定すること。

1) 既存計画のレビュー

2) 現況把握/問題の特定

3) 基本方針の策定

都市開発戦略・ビジョンに沿った各分野の目標を簡易な指標とともに設定する。

4) アクションプラン・各インフラ計画の策定

以上について、必要な調整を行った上で2020年を目標としたアクションプラン（優先事業、概算事業費を含む）を各都市インフラ計画として取りまとめる。

5) 実施計画の策定

実施のスケジュール、方法、資金の確保等を検討する。

なお、道路ネットワーク計画については、ディリ都市圏を対象としたマスタープランが存在せず、都市開発ビジョンの実現のために将来交通需要に基づいた計画を作成する必要があり優先度が高いため、上記事項に追加して以下の事項も実施し計画策定すること。

1) 現況把握

現地踏査により道路、交通、地形、土地利用、道路及び都市交通施設維持管理等の概況及び課題を把握する。なお、過去及び現行の無償資金協力事業の把握も行い、連携効果を最大化すること。

2) 交通実態調査の実施

現状及び将来の交通状況の把握に際しては、既存データ・及び調査結果を最大限活用することとするが、不足するデータについては、交通調査等を行うこととする。詳細計画策定調査の結果を踏まえ、必要と思われる交通量調査の概略を別紙1に示す。また、プロポーザルにて、本調査で実施すべき交通調査の具体的な調査内容、項目、方法（備人、現地再委託）について理由とともに提案すること。

3) 都市交通に関する問題の特定

以下の項目を含むディリ都市圏の都市交通の現状を分析し、課題を抽出するとともに、ステークホルダーと共有する。

- ①交通政策、行財政制度、交通規制/管理
- ②交通インフラ/交通サービス
- ③ 土地利用計画/各種開発計画と都市交通政策/計画の整合性
- ④都市交通に係る実施体制、関係機関のキャパシティ能力

4) 道路ネットワーク計画の基本方針の策定

施設整備や補助金のみならず、人的資源・技術、組織、制度、技術等の強化・整備策等を含む対策を網羅的に整理する。

5) 将来交通需要予測

交通量調査結果、既存交通データ及び設定した社会・経済フレームワークに基づいて調査対象道路の将来交通需要を複数のシナリオに沿って予測する。交通需要予測ソフト「JICA-STRADA」を用いた交通需要予測も可能なデータ構成とする。

6) 道路整備に関する方針計画の策定

道路ネットワーク計画基本方針に基づき、道路整備に関する方針を策定する。

7) 公共交通計画の策定

ディリ都市圏において普及しているミニバス等の状況等を踏まえ、公的交通サービスの要否について検討した上で、公共交通計画の策定を行う。その際、適切な交通サービス供給に係る環境整備のための計画（規制・誘導施策等）についても策定する。

8) 道路/交通施設維持管理に関する計画の策定

提案される各種交通施設及び道路の維持管理計画を策定する。

9) 環境社会配慮調査

立案した道路ネットワーク計画について、環境社会配慮調査（IEE レベル）を実施する。

(8) 都市開発・管理手法の検討

都市計画や開発許認可等の都市管理関連制度やこれらの都市管理業務を実施する組織・体制、人材育成方策を検討する。

1) 法制度、ガイドライン

土地法等の関連法令について、的確な都市開発・管理の実践のために必要な改善事項あるいは実施に関する付則・ガイドライン案等を検討し、都市計画法、建築確認制度、開発許認可制度等の法制度の問題点を明らかにする。

2) 組織・体制及びプロセス

都市開発マスタープランに基づき都市整備を実施するにあたって、組織間や部局間の役割分担、意思決定プロセス等について問題点を明らかにする。

3) 人材育成計画

C/P の能力を評価・分析し、今後必要な人材育成計画を策定する。

(9) GIS データベースの整備

本業務に係るデータ（交通実態調査で得られたデータも含む）について、業務終了後においてC/Pが独自で適切に管理し、また活用できるよう、データベースを整備する。またデータベースに関しては、各セクター計画及び事業を一枚の地図レイヤー上で俯瞰できるように整理し、関係機関間の都市開発マスタープランにおける相互作用・整合性担保の促進に資するものを作成すること。また、基盤となる地図については衛星画像を利用した簡易地図の作成に留める。なお、簡易地図の作成は現地再委託を可とする。

(10) 都市開発マスタープランの策定

以上の各分野の計画を統合し、都市開発マスタープランを策定する。都市開発マスタープランは2030年を目標年次とし、分野横断的な優先順位付けや実施上必要となる調整を行った上で、短・中・長期的に総合的な戦略を提示する。また、他セクターのマスタープランや事業、空間計画法等の関連計画、都市計画法や土地法等の法律やガイドラインとの整合性を確保して策定すること。

(11) キャパシティ・デベロップメント計画

以下の手順に基づき、都市計画の実施体制（都市計画の計画策定、実施（土地利用及び建築の申請、許認可等）/管理/モニタリング/5年毎の都市計画の修正）に係るキャパシティ・デベロップメント・プランを策定する。

- ・ディリ都市圏の都市計画・実施体制に係るあるべき姿を設定（制度・組織・個人レベル）
- ・計画策定・実施をする上での課題・問題点の把握
- ・キャパシティ・ギャップ・アセスメントの実施
- ・キャパシティ・デベロップメント・プランのフレームワークの設定（公共事業省の役割とあり方及び他関係機関との関係整理等）
- ・キャパシティ・デベロップメント・プランの策定

(12) 実施計画、マネジメント計画の策定

都市開発マスタープラン実現のための投資計画、財源、実施時期、整備方式等を含む、中・長期の実施計画案を策定する。また、ハード面のみならず、キャパシティ・デベロップメント・プランを含むソフト面も統合した総合的な事業計画を策定する。さらに、開発・計画の導入効果についても整理・分析を行い、社会経済的視点からマスタープランの妥当性を評価することとする。その他、都市開発マスタープラン実現のために効果的であると考えられる方策があればプロポーザルにて提案すること。

(13) 法律の整備や承認プロセス等に関する提言・関係調整

都市開発マスタープランの実効力を担保する上で重要な都市計画法や土地法等の法律及びガイドラインは現在作成中であることから、都市開発マスタープランと関係法との整合性を担保するとともに、法律の整備や承認プロセス等に関して提言・各種調整を行うこと。なお、実効力の担保に関しては最重要事項の一つであるため、本調査開始後に対応が効果的であると確認できた方策に関しては逐次機構に報告し、対応を検討することとする。

(14) セミナー／ワークショップ、広報等

都市開発セクターに関わる東ティモール国側の各種ステークホルダーやドナー関係者に対して意見の聴取及び調査成果の周知・活用が図られるよう、2回のワークショップ（①インセプションレポート時（2014年5月～6月）、②ドラフト・ファイナルレポート時の段階）を開催する。開催費用については本見積りに含めることとする。

なお、①に関しては、目標年次の2030に当地で重要な役割を担う現在の若い世代を対象とした都市開発参加型ワークショップとすること。東ティモール国にはYouth Parliament 事業（国家青年育成事業）が存在し、12～17歳を対象にして（17歳以上は選挙権があり、実際の政治に参加できる。また、11歳以下は意見を持つことが難しいために、12～17歳を対象にしているとの見解）、すべてのDistrictから男子1人女子1人が選出され、子供達による開発課題等の議論の場が設けられている（最大で年に2、3回程度）。今回の都市開発マスタープランプロジェクトの範囲は5 Districtとなるため計10名が代表として選出されており、この10名を招待してのワークショップとする。Youth Parliament 事業に関しては、Unicef 東ティモール事務所がサポートしているため、プロジェクト開始後に速やかにミーティングを行い、必要なサポートを得られることで既に合意を得ている。会議室代や通訳代等は本調査で担当し、参加者として適した子供達を招待する事務作業等に関してUnicefと相談の上サポートしてもらうこととする。

ワークショップの内容としては、1日間の開催で午前はディリ都市圏の現況をC/Pから平易に参加者にプレゼンテーションし、午後からは参加者の子供達から都市ビジョンにかかるアイデアをだしてもらい、それを取りまとめる。最後に、参加者からワークショップ取り纏め結果をプレゼンテーションする。なお、この都市開発参加型ワークショップの結果は参考資料としてプロジェクト結果に活用することを想定する。その他、調査開始の広報の観点から必要な内容も本ワークショップに効果的に含め、本ワークショップの広報を積極的に実施すること。また、②のワークショップに関しても、本調査の結果共有の観点から、①のワークショップに参加した子供達を招待し数に含めること。

なお、ワークショップは参加型開発の観点及び広報の観点から本調査において重要であるため、よりよい方策があればプロポーザルにて提案すること。

(15) 都市計画 3D ジオラマ作成

本調査の結果を広く一般市民も含めて広報するために都市計画 3D ジオラマを作成し設置すること。設置場所に関しては、東ティモール国側と協議し、効果的な場所を選定し、M/M にて両者確認して、設置すること。なお、都市計画 3D ジオラマの作成は現地再委託を可とする。

(16) 本邦研修

都市開発マスタープランに基づく都市開発の実施について学ぶこと、またキーパーソンの育成を目的として、本調査の C/P を対象として本邦研修を 1 回実施すること（研修員 6 名、10 日間程度）。プロポーザルにて、本調査で実施すべき本邦研修の内容、視察先、スケジュール等について理由とともに提案すること。時期に関しては研修成果を都市開発マスタープラン内容に活かせるように配慮すること。

現在想定している研修の目的については以下の通り。本研修の具体的内容については、調査開始後、調査実施スケジュール及び C/P との協議を踏まえて詳細を決定するものとする。本邦研修の実施に当たり、コンサルタントは先方政府及び JICA 東ティモール事務所と相談の上、研修計画の策定、研修受入先の打診・調整、候補者の人選を行うとともに、要請書の取り付け、アプリケーションフォームの作成・提出等、受入に関する支援・調整を行う。その他、「コンサルタント等契約における研修員受入事業実施ガイドライン(2012 年 4 月)」に従って実施すること。これにかかる経費は本見積とする。

目的：

- ・日本における都市開発マスタープランに基づく都市開発の事例を学ぶ(現地視察含む)。
- ・デイリ都市圏都市開発マスタープランにかかるディスカッションを行い、意見を調査結果に反映させる。
- ・キーパーソンを育成する。

(17) ドラフト・ファイナルレポートの策定及び協議

以上の調査結果をドラフト・ファイナルレポートに取りまとめ、東ティモール国関係者に説明、協議する。

(18) ファイナルレポートの策定

ドラフト・ファイナルレポートの説明及び協議結果ならびにその後のコメントを踏まえ、ファイナルレポートを策定、提出する。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、確認事項等

提出時期：調査開始後半月以内

部数：英文 35 部（先方政府 30 部、JICA5 部）、和文 5 部（JICA5 部）、CD-R1 部

2) インテリムレポート

記載事項：社会経済状況結果、インフラ整備現況結果、開発マクロフレーム、交通調査・交通需要予測結果、開発ビジョン及びマスタープラン策定のためのアプローチ

提出時期：調査開始 6 ヶ月後を目処

部数：英文 35 部（先方政府 30 部、JICA5 部）、和文 5 部（JICA5 部）、CD-R1 部

3) プロGRESSレポート

記載事項：都市構造計画、土地利用計画、地区計画作成方針、インフラ整備方針、SEA 検討結果

提出時期：調査開始 10 ヶ月後を目処

部数：英文 35 部（先方政府 30 部、JICA5 部）、和文 5 部（JICA5 部）、CD-R1 部

4) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査結果全体

提出時期：調査開始 13 ヶ月後を目処

部数：英文 35 部（先方政府 30 部、JICA5 部）、和文 5 部（JICA5 部）

要約編和文 5 部（JICA5 部）

CD-R1 部

5) ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果

提出時期：ドラフト・ファイナルレポートに対する東ティモール国側コメント提出から 2 ヶ月以内

部数：英文 35 部（製本）（先方政府 30 部、JICA5 部）

要約編和文 5 部（製本）（JICA5 部）

CD-R5 部

(2) その他の提出物

1) 議事録等

C/P 機関との調整会議、各報告書説明・協議にかかる議事録を策定し、機構に速やかに提出する。また、JICA 及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等、をとりまとめ、10 日後までに機構に提出すること。機構東ティモール事務所におけるミーティングについても、同様とする。

2) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 10 日以内

部数：和文 5 部（簡易製本）

3) プロジェクト活動業務報告書

JICA の規定により、調査業務日誌を添付した月例の業務報告を翌月 10 日までに機構に提出する。

4) 都市計画 3D ジオラマ

5) 広報用資料

本調査の概要を取りまとめた広報資料(A4 4-8 枚程度)を作成し、機構に提出する。内容については、写真、図説等を用いて、簡潔かつ明瞭なデザインを検討する。作成にあたっては、事前に原稿を JICA に提出及び説明のうえ、内容の了承を得るものとする。

記載事項(例)：

- ① 調査概要（背景、目的）
- ② 調査対象範囲
- ③ 対象地域概況（面積、人口、産業、社会経済、土地利用等の基本情報）
- ④ マスタープラン概要（開発ビジョン、社会経済フレーム、都市構造計画、都市開発基本方針、土地利用計画、インフラ開発計画、財務計画、等）
- ⑤ マスタープラン実現への提言（実施体制、課題等）
- ⑥ ワークショップの結果

提出時期：ファイナルレポート提出時

部数：和文 50 部、英文 250 部、電子データ(PDF)

6) 収集資料

本調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、JICA 様式による収集資料リストを添付のうえ、機構に提出する。

7) デジタル画像集

本調査を通じて記録した写真をデジタル画像集として収録内容し、提出する。内容については、調査の全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの（調査サイト、既存施設及び周辺の状況、地形等）、②類似案件の状況（先方政府、他ドナー等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等）、③現地の生活状況又はボトルネックの現状等を収め、案件実施前後の状況と比較できるようにするとともに、簡単なキャプションをつける。なお、提出にあたっては「デジタル画像記録表」を作成

し、画像集に添付する。

写真の著作権については機構に帰属するものとし、広報用素材として機構の各種媒体への活用が想定している。

提出時期：ファイナルレポート提出時

部数：CD-R 1枚（デジタル画像 50 枚程度 / jpeg ファイル形式）

8) 調査用資機材等取得明細表

JICA 様式の調査資機材等取得明細表を、資機材取得金額確定時（取得のあった年度の業務完了時）に機構に提出する。

9) 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

①最終報告書の概要

②活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③活動内容（技術移転）

現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

③ 務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）

④ 後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等の都市開発マスタープランの実現化に向けたスケジュールを記載）

⑤ 提案した計画の具体化に向けての提案

添付資料：

①業務フローチャート

②業務人月表

③研修員受入れ実績

④調査用資機材実績（引渡リスト含む）

⑤合同調整委員会議事録等

⑥その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部数：和文 5 部（簡易製本）

（3）成果品の仕様

インセプションレポート、インテリムレポート、プロGRESSレポート、ドラフト・ファイナルレポートは原則として簡易製本とし、最終報告書は製本とする。報告書

類の印刷、電子化(CD-ROM)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

交通実態調査

1. パーソントリップ調査

調査対象地域における交通需要、交通行動特性の把握を目的とする。規模は 3,000 世帯とする。

2. コードンライン調査

調査対象地域内外に渡る交通量を把握し、パーソントリップ調査結果の補正などを目的とする。主要道路において実施する。規模は 13 か所とする。調査時間は、Roadside Interview=12 時間（0630～1830）、Roadside Traffic Count=12 時間及び 24 時間（0630～1830、0630～0630）とする。

3. スクリーンライン調査

パーソントリップ調査結果による時刻・車種・方向別交通量分配結果の補正などを目的とする。調査対象地域内の主要な橋梁などについて行う。規模は 10 か所とする。調査時間は 12 時間及び 24 時間（0630～1830、0630～0630）とする。

4. 断面交通量調査

断面交通量調査の測定は路線別交通量配分結果の補正を目的とする。調査対象地域内の主要道路の交差点間の交通量を把握する。規模は 20 か所とする。

5. 走行速度調査

対象地域内での、渋滞など経済・社会活動に影響を与えている要因について、程度、地理的な分布などの把握、現況交通の再現、将来交通量予測に用いることを目的とする。このような観点から、特に主要幹線道路において実施することとする。規模は 10 ルートとする。

6. 交通意識調査（SP 調査）

現状分析では得られない状況の下での交通手段選択に関して利用意志を把握し、交通手段選択モデルの構築に用いることを目的とする。調査は、パーソントリップ調査の調査時に行うこととし、必要なサンプル数を確保する。なお、サンプル数は 500 程度とする。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2014年4月中旬より業務を開始し、2014年9月上旬を目途にインテリムレポートを提出する。2015年1月上旬にプログレスレポートを作成・提出し、2015年4月中旬までにドラフト・ファイナルレポートを提出し、2015年6月中旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

合計 約 51.5M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。なお、指示書に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

1) 総括/都市計画 (2号)

2) 土地利用計画(3号)

3) 都市行政/都市計画制度(3号) ※語学力・類似地域の経験評価せず

4) 都市防災

5) 道路・公共交通計画

6) 産業・貿易振興計画

7) 空港・港湾計画

8) 上下水道計画

9) 廃棄物管理計画

10) 電力計画

11) 通信計画

12) 交通量調査

13) GIS データベース

14) 環境社会配慮

3. 相手国の便宜供与

カウンターパートの配置

公共事業省内オフィススペース

プロジェクトに関連する必要なデータ

4. 配布資料

東ティモール国「ディリ都市計画策定プロジェクト」詳細計画策定調査報告書

R/D(写)

5. 機材の調達

- 1) プリンター 2 台
- 2) コピー機 1 台
- 3) GIS ソフトウェア 1 台

1)、2)、3)の機材について、本見積もりに含めることとする。なお、GIS ソフトウェアについては、公共事業省が所有するソフトウェアや互換性を確認のうえ、購入することとする。また、上記以外に業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて別見積にて提案すること。

6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

必要な経費について本見積りに含めること。なお、現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

- 1) 交通実態調査

7. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理及び安全確保に十分留意する。当地の治安状況については、外務省「海外安全情報ホームページ」等を通じて事前に情報収集するとともに、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うこと。また、現地調査時には同事務所と常時連絡をとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡が取れるように留意すること。

以上